

中華民国査証発給要件誓約書(再入国許可書保持者)

私 _____ は、中華民国査証を台北駐日経済文化代表処横浜分処にて申請するにあたり、以下の項目を理解し、一切の責任を自ら負うことを確認いたします。

- 再入国許可の有効期限が半年以上あることを確認しています。
(有効期限： 年 月 日～ 年 月 日)
- 再入国許可書で旅行中に発生しうる不測の事態について、以下の件を自ら関係部署に確認し、認識しています。
 - 一度、現在の居住地である日本を離れたら、必ず日本に戻らなければならない。
 - 再入国許可書の紛失・期限切れの際には、台湾にある日本の交流協会など在外機関で再発行・または帰国のための手続きを申請できる。
 - 台湾入国の後、オーバーステイ及び不法滞在に該当する事由が発生した場合、日本政府に帰国のための手続きを委任できる。
- ビザ発給の可否及びビザ有効期間は審査後、領事判断になり、書類上の不備、不足がある場合には、予定通りの発給が難しい場合もあることを了承しています。
- ビザを取得しても、必ずしも入国を保障するものではないことを理解しています。

申請日： 年 月 日

誓約人(本人)：

(未成年者)

父：

母：